

石川県都市計画提案制度の手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条の2に規定する都市計画の決定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)に係る手続については、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に用いる用語の定義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

(都市計画の提案)

第3条 提案することができる都市計画は、法第15条第1項に規定する県が定める都市計画(同項第1号及び第3号に規定する都市計画を除く。)とする。

(事前相談)

第4条 県は、計画提案を行おうとする者(以下「計画提案者」という。)に対して、事前相談の機会を提供する。

2 県は、事前相談があったときは、次の事項について説明を行う。

(1) 計画提案制度の内容

(2) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準

(3) 県が定めた都市計画に関する基準

(4) その他計画提案を行うに当たって配慮すべき事項

3 県は、計画提案者に対して、都市計画の決定又は変更の状況その他県の保有する都市計画に関する情報を提供する。

(計画提案書の提出)

第5条 計画提案者は、次に掲げる書類を県に提出する。

(1) 都市計画提案書(様式1)

(2) 省令第13条の4各号に規定する添付図書

ア 都市計画の素案

(ア) 計画書(様式2)

(イ) 計画図書 総括図(1/25,000以上の都市計画図)及び計画図(原則として1/2,500以上の都市計画図)

(ウ) 関係図書 公図及び計画の概要の説明に必要な図書

イ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類

(ア) 土地所有者等の一覧表(様式3)

(イ) 同意書(様式4-1、4-2)

(ウ) 土地所有者等への説明の経緯に関する資料(様式5)

ウ 提案資格を有することを証する書類

(ア) 土地所有者等による提案の場合 土地又は建物の登記事項証明書及び公図の写し

(イ) 特定非営利活動法人、公益法人等による提案の場合 法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為等

(ウ) まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして省令で定める
団体による提案の場合 開発許可証の写し及び役員名簿

(3) 事業の着手予定時期、計画概要に係る都市計画の決定又は変更を希望する
期限及び理由を記載した書類(様式6)

- 2 県は、提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をするか否かを判断するに際し、
必要に応じて、提案者に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めること
ができる。
- 3 書類等の提出先は、石川県土木部都市計画課とする。

(提案の審査)

第6条 県は、前条の規定による計画提案について、次に掲げる事項に適合している
か否かを審査する。

- (1) 法第21条の2第3項に規定する提案の基準
- (2) 法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (3) 法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針
- (4) 周辺環境への影響に配慮されていること

- 2 県は、計画提案に係る法第21条の3の判断を行おうとするときは、あらかじめ、
当該計画提案に係る関係市町の意見を聞くものとする。

(計画提案を採用する場合の手続)

第7条 県は、前条の規定による審査により、計画提案を踏まえた都市計画を決定又
は変更をする必要があると判断した場合は、必要に応じ提案の趣旨を踏まえた範囲
内で計画提案の修正を行い、都市計画の案を作成するものとする。

- 2 県は、前項の規定により、都市計画の案を作成するときは、計画提案者の意見を
聴くものとする。
- 3 県は、法第21条の4の規定に基づき、石川県都市計画審議会に当該都市計画の
案を付議するものとする。

(計画提案を採用しない場合の手続)

第8条 県は、第6条の規定による審査の結果、計画提案を踏まえた都市計画を決定
又は変更をする必要がないと判断したときは、法第21条の5第1項の規定に基づ
き、遅滞なく、その旨及びその理由を計画提案者に通知しなければならない。

- 2 県は、前項の通知をしようとするときは、法第21条の5第2項の規定に基づき、
あらかじめ石川県都市計画審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出して
その意見を聴かななければならない。

(標準処理期間)

第9条 県は、計画提案者に対し、原則として計画提案書を受理した日から起算して
1年以内に計画提案を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は前条第1項に規定
する通知を行うものとする。ただし、当該期間内に計画提案を踏まえた都市計画の
決定の判断が困難な場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

